

狩猟免許等取得費用の助成制度があります！

福島町では、有害鳥獣による農林水産業への被害を防止するため、新たに狩猟免許等を取得し有害鳥獣駆除を行う方に対し、取得にかかった費用の一部を助成します。

狩猟人口の減少・高齢化する傾向の中で、福島町の野生鳥獣の保護管理体制を維持するため、シカやクマなどの捕獲の担い手となる人材の確保を目的としています。

◆取得までの流れ

- ① 狩猟免許→振興局の試験に合格すると取得できます。
- ② 猟銃所持許可→猟銃（空気銃含む）を使用する場合には必要になります。公安委員会（警察署）の講習や試験を受けて取得します。
- ③ 有害鳥獣捕獲許可→上記の二つ（わなの場合は①狩猟免許のみ）を取得後、役場が交付します。

①、②どちらを先に取得してもかまいません。

◆助成の内容は？

【助成対象経費】

- ① 狩猟免許取得関連（講習会受講料、申請手数料、各種証明手数料）
- ② 銃砲所持許可取得関連（講習会受講料、申請手数料、各種証明手数料）
- ③ 銃砲装備関連経費（銃砲、保管ロッカーなど購入費）

※①②について全額、③については、購入金額の25万円を上限額。

◆助成の対象は？

- 1) 町内に住所があり、町税などを滞納していない方。
- 2) 新たに狩猟免許などを取得して狩猟者登録を受けた方。
- 3) 北海道猟友会松前支部に所属し、当該狩猟者登録を受けた年度の翌年度から5年間、町から有害鳥獣の捕獲活動に従事する要請があった場合に従事することを誓約できる方。

※狩猟免許の取得を

検討されている方は

下記までご連絡ください。



お問い合わせ先

産業課農林係

TEL：0139-47-3002

FAX：0139-47-4504